平成２２年（フ）第３６８号
神戸市西区上新地２丁目３番地の１　チェリーＬＩＦＥヒデ103号
債務者　小田柿義孝
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
神戸市西区上新地２丁目３番地の１　チェリーＬＩＦＥヒデ103号
債務者　小田柿千枝子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
兵庫県明石市松が丘１丁目４番17―316号、旧住所神戸市西区小山３丁目４番21―203号
債務者　外山　高史
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
神戸市西区持子３丁目101番地
債務者　辻本　忠志
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
神戸市西区押部谷町福住579番地の１　１―303号
債務者　坪石　愛美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
兵庫県明石市魚住町清水592番地　ファミリーマンション102号
債務者　小野　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
兵庫県明石市明南町１丁目４番５号
債務者　リサイクルカンサイこと　石戸　慶雅
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５１８号
奈良市東九条町14番地の１　シャトー東九条410号
債務者　岩野　重男
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６号
佐賀県唐津市浜玉町平原乙57番地１
債務者　野中　辰己
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１０５号
佐賀県唐津市北波多稗田1889番地２
債務者　本山幸友美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３８０号
沖縄県那覇市字真嘉比29番地　フローラルオアシス101
債務者　田村　英範
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２６５号
神奈川県横須賀市長沢４丁目18番６号　サンシティ長沢Ｂ―１
債務者　岩川美喜栄
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８９６号
北九州市小倉北区中津口１丁目10番30―302号
債務者　吉田　結花
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１００５号
福岡県遠賀郡芦屋町高浜町23番53号
債務者　巻幡志麻江（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０５７号
北九州市八幡西区別所町７番10号
債務者　川上　友教
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１１０号
北九州市八幡西区千代ケ崎１丁目３番16―103号
債務者　結田　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４２号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目27番市１―504号
債務者　曽原　幸二
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係